

## 1 基本的考え方

新設合併の場合、合併に伴い1市2町の法人格は消滅し、すべての条例・規則等は失効するため、新市において必要な条例・規則等については、新たに制定し施行させる必要がある。

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会において協議・確認された各事務事業の調整内容等に基づいて整備することとなる。

## 2 1市2町の条例・規則等の状況

1市2町の例規集掲載数（平成16年4月1日現在）

|     | 観音寺市 | 大野原町 | 豊浜町 | 合 計  |
|-----|------|------|-----|------|
| 条 例 | 155  | 160  | 157 | 472  |
| 規 則 | 217  | 130  | 118 | 465  |
| その他 | 161  | 140  | 33  | 334  |
| 合 計 | 533  | 430  | 308 | 1271 |

## 3 条例・規則等の調整

条例・規則等の調整に当たっては、合併協議会において協議・確認された各事務事業の調整内容等に基づいて行うこととなり、基本的には次のような取扱いが考えられる。

- (1) 1市2町に共通して制定され、内容に差異がない条例・規則等については、原則として、現行の例により新市において制定する。
- (2) 1市2町に共通して制定されているが内容に差異がある又は一部の市町のみで制定されており引き続き制定する必要がある条例・規則等については、各事務事業の調整内容等に基づいて、合併時まで調整する。

#### 4 条例・規則等の制定・施行の時期及び方法

新市における条例・規則等の制定・施行については、その条例・規則等の性格、内容等を踏まえて、次のように区分する必要がある。

##### (1) 合併時に、即時制定し、施行するもの。

新市の設置と同時に制定・施行する必要がある条例・規則等については、条例は市長職務執行者が専決処分により、規則等は制定権者（市長職務執行者等）が職務権限により、即時制定し、施行することとなる。

即時制定し、施行させる必要がある条例・規則等としては、次のようなものが考えられる。

- 例
- ・〇〇市の事務所の位置を定める条例
  - ・〇〇市の休日を定める条例
  - ・〇〇市監査委員条例
  - ・〇〇市固定資産評価審査委員会条例
  - ・〇〇市組織条例
  - ・〇〇市の職員の給与に関する条例
  - ・〇〇市介護保険条例
  - ・〇〇市福祉センター条例

##### (2) 合併後、一定の地域について、暫定的に施行させる必要があるもの。（地方自治法施行令第3条）

市長職務執行者が、必要な事項について、新市において条例・規則が制定されるまでの間、暫定的に、従来その地に施行されていた条例・規則を、新市の条例・規則として引き続き施行させることができる。

暫定的に施行させる必要がある条例・規則としては、次のようなものが考えられる。

- 例
- ・〇〇市〇〇基金条例（特定目的の基金）
  - ・〇〇市介護手当支給条例

##### (3) 合併後、逐次制定し、施行するもの。

即時制定・施行又は暫定施行させるもの以外の条例・規則等については、合併後に逐次制定し、施行することとなる。

逐次制定し、施行させる条例・規則等としては、次のようなものが考えられる。

- |                                                                                                                                                 |                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>例</p> <p>① 新市長の政策的判断を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市総計画策定委員会条例</li> <li>・〇〇市特別職報酬等審議会条例</li> <li>・〇〇市環境基本条例</li> </ul> | <p>② 議会に提案権があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇市議会委員会条例</li> <li>・〇〇市議会事務局設置条例</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ※ 参考条文

### ○地方自治法

#### 〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

#### 〔規則〕

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

#### 〔専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

### ○地方自治法施行令

#### 〔長の職務を暫定的に行う者〕

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

#### 〔条例・規則の暫定的施行〕

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

## ※ 先進地の事例

### ○篠山市（平成11年4月1日合併）

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行とおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

### ○西東京市（平成13年1月23日合併）

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。
- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

○さぬき市（平成14年4月1日合併）

- (1) 5町同一の条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違しているもの及び1町又は数町に制定されているものについては、調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講じるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

○東かがわ市（平成15年4月1日合併）

3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新町において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみで制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。